

子どもの緊急食料 支援事業のご案内



どんな支援？

近年の物価高騰等の影響により、学校給食の提供がない夏休み期間中において、十分な食事の確保が困難な世帯の子どもに対し、食料支援を実施することにより、その生活の安定を図ることを目的としています。

対象者から申請を受け、**乾麺等の主食、肉・魚等を加工した缶詰等の主菜、野菜ジュース・ゼリー等の副菜を組み合わせた、1箇月分(31食分)を梱包し、希望する世帯へ配布します！**

申請者は？

小中高校生の保護者等で、令和7年7月1日現在、山梨県内に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 保護者等全員が住民税所得割非課税の世帯

(※)詳しくは実施要綱をご確認ください。



※写真はイメージです

申請方法は？

申請書とその他提出書類を返信用封筒に入れて、山梨県子どもの緊急食料支援事務局あてに郵送してください。詳しくは裏面の申請手順をご参照ください。

申請受付期間

令和7年7月2日(水)～令和7年8月20日(水)

※ 配送手続は令和7年7月16日(水)から順次開始予定

■ 県ホームページ URL

https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/syokuryo_shien.html

■ お問い合わせ先

055-223-1655(受付時間:平日(土日祝日を除く)9:30~15:30)

(※)可能な限り右記フォームにより、お問い合わせください。

県ホームページ URL



「子どもの緊急食料支援」問い合わせフォーム



申請手順

①申請書類準備

県 HP より、申請書類(申請書等各種様式、返信用封筒等)をダウンロードしてください。また、申請書類の郵送を希望する場合は下記記載の QRコードより、申請書類郵送申込フォームに住所等を入力し、送信してください。住所等を確認後、事務局から速やかに指定の住所へ申請書類を郵送します。

<提出書類>

下記の表を参考にしてください。詳しくは県 HP に記載されている実施要綱をご確認ください。

| 申請者 | 生活保護受給世帯 | 住民税所得割非課税世帯 |
|------|---|--|
| 提出書類 | ①申請書(第1号様式) | ①申請書(第1号様式) |
| | ②令和7年度の保護者等全員の住民税所得割が非課税であることを証する書類(課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書等) ③生活保護受給世帯証明書(第2号様式又はその他既存様式で令和7年7月1日現在、生活保護受給世帯であることを証する書類) ※②又は③(いずれも写し可) | ②令和7年度の保護者等全員の住民税所得割が非課税であることを証する書類(課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書等) ※写し可 |

(※)上記以外に事務局から必要書類の提出を求められることがあります。

②申請書記入

申請書に必要な事項を記入してください。

③郵送

申請書とその他提出書類を返信用封筒に入れて、山梨県子どもの緊急食料支援事務局あてに郵送でお送りください。(宛先:山梨県甲府市丸の内1丁目6-1)

④提出書類確認・審査

提出書類受理後、事務局にて確認・審査に入ります。不備等がみられた場合は申請者様にご連絡いたします。書類の不備等により、別途書類が必要なときは申請者様ご負担で再郵送となりますので、提出前によくご確認ください。

⑤食料配送

食料の配送手続は令和7年7月16日(水)から順次開始予定です。なお、通常は、適正な提出書類受理後7~10日ほどで申請者のもとへ食料を配送しますが、申請件数が集中した場合等、配送にお時間をいただくことがあります。ご不憫をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

・申請書類郵送申込フォーム入力期限:令和7年7月2日(水)~令和7年8月12日(火)

申請書類の郵送は時間を有します。早めに申込をお願いします。

・申請受付期間:令和7年7月2日(水)~令和7年8月20日(水)(※)当日消印有効



山梨県「子どもの緊急食料支援」申請
書類郵送申込フォーム

